

本検討会における用語の使い分け

遊 漁 船：旅客定員に関わらず「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受ける事業者が使用する船舶

一 般 旅 客 船：① 旅客定員に関わらず「海上運送法」の適用を受ける事業者が使用する船舶

又は

② 旅客定員13人以上で「海上運送法」と「遊漁船の適正化に関する法律」の両方が非適用の船舶

旅 客 船：「海上運送法」、「遊漁船の適正化に関する法律」の適用/非適用に関わらず旅客定員13人以上の船舶

※同一の船舶が遊漁船と一般旅客船を兼ねている場合が存在する(兼用船)。

